

第1回枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会

1. 日 時: 令和6年5月24日(金) 10時00分~11時00分
2. 場 所: 輝きプラザ3階 教育委員会室
3. 出席者

(1) 学校教育部次長 かわだ のりこ 河田 典子

(2) 選定委員

いでうち だいご
井手内 太吾 学校教育部次長

たなか ようこ
田中 洋子 枚方市立山田中学校長

ちはら まさとし
千原 正敏 枚方市立樟葉西小学校長

なかた ゆうすけ
中田 祐介 (欠席) 枚方市立枚方中学校教頭

なかの ようこ
中野 洋子 枚方市立蹉跎小学校教頭

まきむら たけし
牧村 剛 枚方市PTA協議会代表

なかやま よしこ
中山 佳子 枚方市PTA協議会代表

(3) 事務局

くつぬぎ よしこ
沓 抜 淑子 学校教育部 教育指導課 主幹

こうさか ともみ
上坂 友美 学校教育部 教育指導課 主幹

かきうえ ゆうや
垣上 祐哉 学校教育部 教育指導課 係長

4. 配布書類・資料

(1) 第1回選定委員会次第

(2) 資料1: 教科書採択における公正確保の徹底等について(文部科学省通知)

※別添資料 令和5年度教科書採択関係状況調査調査結果(都道府県教育委員会)

- (3) 資料2:教科書採択の公正確保について(文部科学省通知)
- (4) 資料3:令和7年度使用教科書の採択事務処理について(文部科学省通知)
- (5) 資料4:義務教育諸学校における令和7年度使用教科用図書の採択について
(大阪府教育委員会教育長通知)
- (6) 資料5:令和7年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項
- (7) 資料6:枚方市地区教科書採択事務手続き 教科書採択方式概念図
- (8) 資料7:枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例
- (9) 資料8:教科書関係法令(抜粋)
- (10)資料9:令和6年度(2024年度)使用教科用図書一覧(小中学校)
- (11)資料10:令和7年度(2025年度)使用中学校教科用図書の発行者別一覧

5. 次第

- (1) 出席者紹介
- (2) 令和7年度使用教科用図書採択についての説明
- (3) 協議
- (4) 閉会の挨拶

6. 会議内容

司会進行:教科書担当

- (1) 出席者紹介(記録省略)
- (2) 令和6年度使用教科用図書採択についての説明

説明:教科書担当

・枚方市の附属機関条例において、委員の2分の1以上の出席が定められており、本日2分の1以上の出席を超えているため、本会議が成立している旨の説明。

(1)選定委員の任命及び委嘱 ①委嘱状交付

(1)選定委員の任命及び委嘱 ②誓約書の提出

- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条第2項に基づき、誓約書の提出を願う。(誓約書に署名・捺印後、回収)
- ・お互いの選定委員名や職務上知り得た内容については、静ひつな採択環境を確保するため、また公正かつ適正な採択を行うため、外部に漏れることのないように特段のご配慮を願う。

(2)委員長・副委員長選出

- ・委員長については、委員の互選による選出となっているが、教育委員会事務局より学校教育部次長が委員となっているため、異議がないようであれば、井手内委員に委員長を依頼したいと思うが、よろしいか。

<意義なし>

井手内委員長

公正で、かつ厳正な選定に努めてまいりたいと思う。

教科書担当

・副委員長の選出につきましては、委員長から指名いただきたい。

<異議なし>

井手内委員長

・副委員長は、令和7年度に使用する中学校用教科用図書の選定のため、中学校長会から推薦をいただいた山田中学校長である田中委員にお願いする。

(3)教育委員会からの諮問

教科書担当

・枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例により、教育委員会からの諮問を行う。

・河田学校教育部次長から、井手内委員長に対して、諮問書の手交をお願いする。

河田学校教育部次長

・諮問文読み上げ(省略)挨拶

教科書担当

1「教科書採択」の重要性について

・文部科学省通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」を基に説明。

・教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有している。このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となる。

2「教科書採択」の公正確保の徹底について

・文部科学省通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」を基に説明。

・教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、同様に教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当であること。同様に「教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

- ・教科書の採択は、教育委員会の権限と責任において公正に行われる必要があり、発行者の過大な宣伝行為等外部からの不当な影響により採択結果が左右されることのないよう、適切な対応がなされなければならない。
- ・令和4年、特定の教科書発行者が、採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認された。そして、利益の供与を受けた採択関係者の中には、一層の公正性・透明性の確保に留意すべき立場にある教育委員会関係者や、選定委員・調査員等の教科書採択に関与する者が含まれていた。この結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては言うまでもない。教科書採択の公正確保のためには教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が不可欠となる。
- ・教科書採択の公正確保の観点から、当選定委員会委員の氏名、所属、選定委員会開催日時、場所等は、教科書採択事務が全て終了する日まで非公開とするため、特段のご配慮を願う。

3 教科書採択方法の改善について

- ・文部科学省通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」を基に説明。
- ・教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。
- ・本市においては、選定委員会委員として、保護者代表の方2名に加わっていただき、適正かつ公正な採択の確保に努めている。
- ・調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないように留意すること。

4 令和6年度の教科書採択について

- ・文部科学省通知「令和7年度使用教科書の採択事務処理について」を基に説明。
- ・中学校用教科書の採択については、全ての教科書について、令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができ、その際、「中学校用教科書目録(令和7年度使用)」に記載されているもののうちから採択すること。

5 教科書展示会について

- ・文部科学省通知「令和7年度使用教科書の採択事務処理について」を基に説明。
- ・令和6年度法定展示会の開始の時期及び期間について

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条の規定に基づく教科書展示会は、6月14日から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の連続した14日間（法定展示期間）開催すること。法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよう工夫すること。

- ・本市においては、教育文化センターおよび中央図書館で、6月6日から6月13日まで法定外展示を行い、引き続き、6月14日から6月29日まで法定展示を行う。

6「教科書採択」の仕組みについて

- ・教科書採択の概念図を基に説明。
- ・教科書採択は、各採択地区で事務が開始されることに先立ち、大阪府教育委員会から採択基準が示される。また、大阪府教育委員会は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、教科用図書選定審議会を置いて、調査研究を行う。同審議会が作成する選定資料を活用し、大阪府教育委員会からの指導・助言・援助を受けながら、本市において、採択事務を進める。

7「選定委員会」について

- ・「枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会」を基に説明。
- ・教科用図書の採択の適正な実施を図るために、採択権者である教育委員会が設置するもの。教育委員会からの諮問を受け、第3条に基づき、教科用図書の調査及び研究を行い、その選定に関して教育委員会に意見を答申する。
- ・教科用図書の綿密な調査・研究については、教科書採択に必要な専門性等から、第6条において、調査員を置くことができるとなっている。後ほど協議を。

8 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律について

- ・「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律について」等を基に説明。
- ・市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。
- ・教科用図書を採択したときに公表すべき事項としては、「義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料」、「採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあっては、採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録」となっている。

9 資料の説明について

- ・「義務教育諸学校における令和7年度使用教科用図書の採択について」を基に説明。教科用図書の採択事務処理を厳正かつ適切に処理していくことが求められている。(その他、資料の説明)
- ・教科書は、中学校では国語から道徳まで全16種目で、発行者数がそれぞれ複数あり、延べ71種類、142点の教科書になる。その中から、種目ごとに1者ずつを教育委員会が採択することになる。

10 協議

井手内委員長

- ・教科書採択の公正確保の観点から、当選定委員会委員の氏名、所属、選定委員会開催日時、場所等は、教科書採択事務が全て終了する日まで非公開とすることによいか。

<異議なし>

井手内委員長

- ・只今の担当からの説明の中で何か質問はないか。

田中副委員長

- ・中学校では国語から道徳まで全16種目で、発行者数がそれぞれ複数あり、延べ71種類、142点について、調査・研究を行うとあったが、具体的に調査・研究とはどのように行えばいいのか。

教科書担当

- ・「令和7年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」を基に説明。
- ・調査員は、採択が適正に行われるために、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料を活用し必要な調査検討を行い適切な資料を委員会に報告すること。また、小学校用教科用図書について再度調査研究を行う場合は、府教育委員会が令和5年度に提示した小学校教科用図書選定資料を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を委員会に報告すること。
- ・大阪府教育委員会では、現在、専門調査員が調査資料を作成しているところである。その資料を有効活用して公正で綿密な調査研究を行うよう、求められていることから、本市では、府が調査資料に基づいて作成した選定資料を活用し、本市の生徒にふさわしい教科用図書を選定していただく。

井手内委員長

- ・調査員について協議するにあたって、その任務について、確認させていただきたい。

教科書担当

- ・概念図を基に説明。選定委員会において、調査員の設置が決まると、教育委員会で調査員を選任する。その調査員に対して、選定委員会より調査の依頼をしていただき、調査員はその依頼に基づき、指定された期限までに調査・研究を行って、選定委員会に対して、調査した内容を報告することになる。選定委員会では、その内容に基づいて、協議し意見をまとめていただくことになる。

井手内委員長

- ・調査員について、他に質問はないか。

田中副委員長

- ・これまでの採択の際の調査員を置かれた前例を参考に、種目ごとに何人程度調査員を置き、構成については、どのようにしていたのか。

教科書担当

- ・これまでは、各種目3名の調査員を置いていた。
- ・公正で綿密な調査研究を行うために、前回の小学校また中学校教科用図書採択に係る調査員は、実際に教科書を使用して児童生徒に直接指導する立場から教諭から1名、そして、公正な判断と深い専門性という観点から、校長、教頭、教育委員会事務局の指導主事から2名の合計3名で構成されていた。

井手内委員長

- ・これまでは、各種目3名の調査員を置き、教科書の調査・研究を綿密に行ったということであるが、私としては枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例の第6条に「委員会は、必要な調査を行うため調査員を置くことができる。」とあるため、必要な専門性を教科書採択の充実に活かすためには、選定委員だけでなく、調査員を置くことがやはり必要であると考え。
- ・142冊の教科書について調査研究を行い、7月上旬までに意見をまとめるということであるが、それだけの教科書の調査・研究を綿密に進めるのには、選定委員7名だけでは、困難があると考え。調査研究を円滑に進めるために、種目ごとに調査員を置くことがやはり必要であると考えが、いかがか。

<異議なし>

井手内委員長

- ・調査員の調査する対象、先ほどの説明から「種目」という言葉が出ているが、このことを確認しておきたい。事務局、説明を。

教科書担当

- ・例えば、国語科だと、本来は書写も国語科の中に含まれるが、国語の教科書の発行者が4者、書写の教科書の発行者が4者あり、合わせて8者の教科書を調査研究しなければならないことになる。このことから、国語と書写は分けて、種目ごとと考えるのが妥当かと考える。
- ・逆に地図の場合は2者しかないため、社会（地理的分野）と合わせて一緒に調査していただくことが妥当と考える。
- ・教科書の発行者の数により、教科に統合できるものは行い、種目ごとが適当な場合は種目ごとでと考えるだけでよい。

井手内委員長

- ・事務局の説明を踏まえ、教科書の発行者の数により、種目ごとが適当な場合は種目ごとで、同一の教科の中で種目を統合できるものについては、複数の種目について、研究を行うように考えていくのがよいと考える。
- ・国語と書写、社会（地理的分野）と社会（地図）以外で、歴史、公民は種目ごとに調査員を置く、音楽は一般と器楽合奏を合わせて、技術・家庭は技術と家庭を合わせて置くことにしては、いかがか。

<異議なし>

井手内委員長

- ・他に意見はないか。

<なし>

井手内委員長

- ・調査員について、本選定委員会は、教科書の綿密な調査・研究のため、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例に基づき、令和7年度使用中学校教科用図書については、調査員を置くこととする。
- ・調査・研究には、教科に対する深い専門性と公正な判断が必要である。一人では、綿密な調査研究には無理があり、また多過ぎても意見がまとまらないため、調査員の人数についても、前回の採択時と同様、原則として、校長、教頭、指導主事の中から2名、教諭から1名とし、3名の調査員を置くことで異議はないか。

<異議なし>

井手内委員長

- ・3名の調査員を置くこととするが、調査員の選任について、事務局から説明を願う。

教科書担当

- ・調査員の選任について、教育委員会事務局に委任することを、この選定委員会で決定して

いただきましたら、教育委員会の方で責任をもって適任者を任命する。

井手内委員長

・枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例第6条第2項に「調査員は、委員会の推薦に基づき、(中略)、教育委員会が任命する」とあるが、学校の校長及び教員については、教育委員会事務局が適任者を把握していることと思うため、調査員の選任を教育委員会事務局に委任してよいか。

<異議なし>

井手内委員長

・調査員としての適任者を教育委員会事務局で選出し、教育委員会に任命していただく形で進めるととする。

井手内委員長

・調査員が調査研究し、作成した資料を調査員の代表に要旨を説明していただき、選定委員が質問できる機会はあるのか。事務局から、前回の教科書採択での調査員の場合など、参考となることがあれば、紹介してもらいたい。

教科書担当

- ・前回の教科書採択の際は、第3回・第4回の選定委員会に、調査員の代表に出席していただき、調査内容の概要について説明を受けた。
- ・併せて選定委員会のスケジュールについても確認をさせていただく。「教科書採択における公正確保の徹底等について」の中に「教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう」とある。本日から、6月末頃までを調査期間とし、十分な教科書の調査研究期間を確保したいと考えている。その調査結果を意見として答申していただき、7月中旬から下旬に実施される教育委員会に議案を提出し、令和7年度使用の教科用図書を採択したいと考えている。
- ・7月上旬までに、選定委員会の意見をまとめていただき、教育委員会に答申していただく必要がある。前回の例では、7月上旬までに、あと3回開催しており、2回目は6月下旬に、教科書を見ていただき、そして、ご意見をまとめていただいた。3回目4回目は7月の月上旬の連続した日に開催した。今回も、同様のスケジュールでの開催を考えている。

井手内委員長

・説明のあったスケジュールでよろしいか。

<異議なし>

井手内委員長

・調査員からの報告を的確に把握するためには必要であるため、今回も第3回・第4回の選定委員会の場において、調査員の代表から報告の要旨を説明していただき、第2回の選定委員会では、われわれが教科用図書を見る時間をとりたいと考える。いかがか。

<異議なし>

井手内委員長

・ほかに質問はないか。

<意見なし>

井手内委員長

- ・本日の会議において決定したことを確認する。
- ・令和7年度使用中学校教科用図書については、教育委員会が任命した、3名の調査員を置き、令和7年度大阪府教科用図書選定資料作成要領に示されている中学校教科用図書選定資料等を活用し、調査研究を進めていくこととする。
- ・以上をもって本日の協議を終了する。今後の日程について、改めて確認したい。事務局より説明を願う。

教科書担当

- ・次回、第2回選定委員会では、中学校の教科書をご覧いただくとともに、府の中学校教科用図書調査資料もご覧いただくよう準備を行う。
- ・その後、選定委員会において、調査員による調査結果を受けてご意見をいただき、選定委員会の答申をまとめていただきたいと考えている。
- ・本年度の採択については、7月に実施される教育委員会に議案を提出し、令和7年度使用教科用図書が採択される予定である。その後、本市の採択結果を大阪府教育委員会に報告する。

井手内委員長

- ・教科書採択の事務は、本市の子どもたちの新たな学習への期待や学ぶ喜び、学習への意欲を高め、夢を育てることにつながる大変重要なものである。本市の児童生徒にとってよりよい教科書を採択するために、次回もよろしくお願ひしたい。
- ・これをもって、第1回選定委員会を終了する。